## 農地を農地以外の目的に 利用する場合は、

農地転用許可が必要です。

(市街化区域内では届出が必要です。)

## STOP/ 農地の違反転用

この農地に すぐに家を 建てたい なあ!



このままでは 無理です! 農地に家を建てる場合だけでなく、駐車場、資材置場 太陽光発電パネル用地などに使用したい時は、農地の状況に応じて農地法の許可や手続きが必要です。

農地を無断で転用すると、農地法違反になります。 工事の中止はもちろん、農地への原状回復命令を受けたり、 厳しい罰則が適用されることもあります。

まずは地元の農業委員会に相談しましょう!



ー 自分の農地だし。 自由に使っていいでしょ。

お客さんに頼まれたし。 許可は後でいいでしょ。





たとえ自分の農地でも、工事前に 農地法の許可または届出が必要です。

工事等の請負人も、農地法違反の対象者となります。 **と** 迷ったら、農地のある市町村の農業委員会に相談しましょう。

農地法違反の 罰則 個人: 3年以下の懲役 または 300万円以下の罰金

法人: 1億円以下の罰金

迷ったときに 頼りになる、 地元の 農業委員会。



## ◆連絡先

岐阜市	058-265-4141
山県市	0581-22-6830
岐南町	058-247-1370
大垣市	0584-81-4111
垂井町	0584-22-7516
輪之内町	0584-69-3138
大野町	0585-34-1111
美濃市	0575-33-1122
可児市	0574-62-1111
川辺町	0574-53-2511
白川町	0574-72-1311
多治見市	0572-22-1258
中津川市	0573-66-1111
高山市	0577-32-3333

瑞穂市	058-327-2103
笠松町	058-388-1114
海津市	0584-53-1111
関ヶ原町	0584-43-1111
安八町	0584-64-3111
池田町	0585-45-3111
郡上市	0575-67-1835
坂祝町	0574-66-2408
七宗町	0574-48-1101
東白川村	0574-78-3111
瑞浪市	0572-68-2111
恵那市	0573-26-2111
飛騨市	0577-73-2111

羽島市 058-392-1111

谷務原市	058-383-1111	
本巣市	058-323-7755	
北方町	058-323-1114	
養老町	0584-32-1100	
神戸町	0584-27-3111	
揖斐川町	0585-22-2111	
関市	0575-22-3131	
美濃加茂市 0574-25-2111		
富加町	0574-54-2113	
八百津町	0574-43-2111	
御嵩町	0574-67-2111	
土岐市	0572-54-1111	
下呂市	0576-53-2010	
白川村	05769-6-1311	